

◎関連様式等 1. ※令和3(2021年)1月1日版から抜粋

第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係) (A4)

中間検査申請書

(第一面)

建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事又は指定確認検査機関 様

年 月 日

申請者氏名

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を申請する建築物等】

- 建築物 建築設備(昇降機)
 建築設備(昇降機以外) 工作物(昇降機)
 工作物(法第88条第1項)

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

☆建築主が国の機関の長等(国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知)の場合は、「特定工程工事終了通知書：施行規則第42号の17様式」を使用してください。

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

～

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

～

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

～

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

【ロ. 営業所名】 建設業の許可()第 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】

【ロ. 住居表示】

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ロ. 工事種別】 新築 増築 改築 移転

大規模の修繕 大規模の模様替え 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第 号

【4. 確認済証交付年月日】 年 月 日

【5. 確認済証交付者】

【6. 工事着手年月日】 年 月 日

【7. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程工事終了（予定）年月日】 年 月 日

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 () ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 () ()

【ニ. 交付年月日】 (年 月 日) (年 月 日)

【10. 今回申請以降の中間検査】 (第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 () ()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】 (年 月 日) (年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【12. 備考】

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)						
備 考						

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物のうち同法施行令第 138 条第 2 項第 1 号に掲げるものにあつては、「工作物 (昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が 2 以上のときは、1 欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2 欄に記入してください。
- ③ 2 欄、3 欄及び 5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所には属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5 欄は、建築士法第 20 条第 5 項に規定する場合 (工事監理に係る場合に限る。) に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を登録番号は建築士法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 38 号) 第 17 条の 35 第 1 項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7 欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1 欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2 欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第 10 条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2 欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2 欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3 欄、4 欄及び 5 欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 8 欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
- ⑦ 9 欄及び 10 欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 11 欄は、軽微な設計変更が 2 以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 11 欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑩ 11 欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑪ 11 欄は、申請建築物について変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなことが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物 (建築基準法第 7 条の 5 及び第 68 条の 20 第 2 項 (建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。) の適用を受けず、かつ、建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。) に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第 39 条第 3 項、第 81 条第 1 項第 3 号、第 82 条の 5 第 7 号又は第 137 条の 2 第 1 号イ (3) の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第 35 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 28 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 35 条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 施工図、工場の検査記録その他照合に必要な図書を用いて設計図書と申請建築物との照合を行った場合、「照合内容」に記載した内容に応じ、「照合方法」にその方法を全て記載して下さい。
- ⑩ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑪ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑫ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

◎関連様式等 2. 中間検査申請書 第四面の記載例

(第四面)

工事監理の状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	・設置の状況: H=1.8m	配置図	なし	・土工の工程終了後に現場で照合	適 ●月 ●日
	擁壁 擁壁の支持地盤	・種類:ローム ・地耐力:7t/m ²	配置図 敷地断面図	なし なし	・土工の工程終了後に現場で照合	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
※その他、集団規定に関するものは、この欄に別途記載する						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	くい (木枠)	・種類:場所打ち コンクリートくい 工法:アースドリル 径1000~2000mm 長さ L=30m	構造詳細図 基礎断面図 仕様書	なし	・工事検査書類の確認 受入時の検査及び 工程終了時に現場で照合	適 ●月 ●日
	鉄筋	・支保層:土丹 ・材料 種類 規格 品質 形状 寸法 D10~D16, SD295A D19~D25, SD345	構造詳細図 仕様書	なし	・ミルシート書類審査 受入時の検査及び 工程終了時に現場で照合	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	コンクリート	・材料 種類 規格 品質 普通セメント、Fc=27	構造詳細図 仕様書	なし	・配合計図書、報告書による書類審査及び 供試体による4週圧縮結果の確認	適 ●月 ●日
※コンクリートの4週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応試験の結果など重要な情報は適宜整理のうえファイル等に整理しておく						
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎	・位置、形状、寸法 ・配筋の本数、配置 ・配筋のかぶり厚さ	基礎断面図 構造詳細図	なし なし	・工程終了時に現場で照合 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	くい	・くい頭の処理 補強 ・位置、形状、寸法 ・偏心距離:最大95	くい断面図 くいリスト 構造詳細図	なし なし 偏心の処理方法	・同上 ・同上 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	柱	・主筋の本数、径 ・フープの径、ピッチと位置	柱リスト 構造詳細図 仕様書	なし なし	・工程終了時に現場で照合 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	はり (小はり含む)	・主筋の本数、径、位置 ・主筋の定着 ・スターラップの径、ピッチと位置 ・継手の位置、長さ ・貫通工の位置と補強方法	梁リスト 構造詳細図 仕様書 大臣認定 BCJ評価仕様	なし なし なし なし	・同上 ・同上 ・同上 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日 適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	継手	・ガス圧接継手の形状と位置 ・特殊継手	(社)日本圧接協会ガス圧接仕様認定 評価仕様	なし なし	・同上 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日
	スラブ (ベタ基礎含む)	・主筋の向き、径とピッチ及び位置 ・主筋、配筋の定着と継手 ・設備配筋補強	床断面図 構造詳細図 仕様書	なし なし	・同上 ・同上	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日

	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・出入隅部 開口部の配筋による補強 ・壁筋径とピッチ、定着と継手 ・開口部分の補強 ・スリット位置と施工状況 	壁リスト 構架細図 仕様書	なし なし なし なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 	適 ●月 ●日 適 ●月 ●日 適 ●月 ●日 適 ●月 ●日	
	階段	<ul style="list-style-type: none"> ・階段筋の本数 径と定着 	構架細図 仕様書	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	適 ●月 ●日	
	※その他、防火や避難等に関する主要構造部等についても、この欄に記載する						
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	※左記の事項について、この欄に記載する						
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	※左記の事項について、この欄に記載する						
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	※左記の事項について、この欄に記載する						
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積	※左記の事項について、この欄に記載する						
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	※左記の事項について、この欄に記載する						
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	※左記の事項について、この欄に記載する						
建築設備に用いる材料の種類及びその照合した内容並びに当該建築設備の構造及び施工状況 (区画貫通部の処理状況を含む。)	※左記の事項について、この欄に記載する						
備 考	◇工事施工状況報告書：別添を参照 …提出の必要性は申請先と協議 【計画変更】 年 月 日・第 号：○○の変更、◎◎の変更 …手続き済みであれば記入						

中間検査チェックシート【鉄筋コンクリート造等又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合】

※建築物が2以上ある場合は、本紙面（各構造別のチェックシート）をそれらの建築物単位ごとに1セットずつ作成してください。

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
全般	共通	令3章8節	柱、梁、壁、スラブの位置の確認			A	適・不適
		令第79条	かぶり厚さの確認			A	適・不適
		法第37条	鉄筋の品質（JIS規格）の確認			A	適・不適
		法第37条	コンクリートの材質（JIS規格）の確認			C	適・不適
地盤・基礎	支持地盤	令第38条 令第93条	支持地盤の位置、種類、地耐力の確認			A・B・C	適・不適
	基礎・杭	令第38条 令第73条 令第37条の2 令第78条	基礎種類、杭工法、長さ、径、位置、 偏心による補強の確認			A・B・C	適・不適
			ベース寸法、主筋径、本数、位置、定着の確認			A・B・C	適・不適
	地中梁	令第38条 令第37条 令第78条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、 長さ）、偏心による補強の確認			A・B・C	適・不適
			あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による 補強の確認			A・B・C	適・不適
柱	主筋（一般階）	令第77条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、配置、偏心による補強の確認			A・B・C	適・不適
			2段筋の位置（間隔）の確認			A・B・C	適・不適
	主筋（最下階）	令第73条	最下階の主筋の基礎に対する定着確認			A・B・C	適・不適
	定着・継手	令第73条	主筋の継手位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			ふかしの大きさによる配筋補強確認			A・B・C	適・不適
	帯筋	令第77条	鉄筋径、間隔、本数（副帯筋共）、形状の確認			A・B・C	適・不適
			主筋の絞り部、折曲げ部の帯筋補強の確認			A・C	適・不適
			仕口部分の帯筋の配置の確認			A・B・C	適・不適
			第1帯筋と柱頭拘束帯筋の位置の確認			A・C	適・不適
	令第73条	フック、溶接の形状、結束の確認			A・B・C	適・不適	
梁	梁主筋	令第78条	断面寸法の確認			A・B・C	適・不適
			主筋径、本数、位置の確認			A・B・C	適・不適
			中吊り筋の間隔の確保、長さ確認			A・B・C	適・不適
	定着・継手	令第73条 令第78条	定着位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			重ね継手の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			出隅部の鉄筋端部のフック確認			A・B・C	適・不適
	ふかし・ 貫通孔補強	令3章8節	ふかし補強方法が適切か、貫通孔の位置、 補強の確認			A・B・C	適・不適
	あばら筋	令第78条	径、本数（副あばら筋共）、ピッチの確認			A・B・C	適・不適
令第73条		フック形状、結束の確認			A・B・C	適・不適	
片持ち梁	令第73条 令第78条	片持ち梁主筋の定着、あばら筋位置確認			A・B・C	適・不適	
小梁	令第73条	配筋の位置と定着確認			A・B・C	適・不適	
スラブ	スラブ筋	令第77条の2	鉄筋のピッチ及び径の確認			A・B・C	適・不適
	定着・重ね継手	令第73条 令第77条の2	定着の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
			継手の位置、長さの確認			A・B・C	適・不適
	補強筋		床スラブの出入隅部の補強確認			A・B・C	適・不適
		令3章8節	開口部補強配筋の確認			A・B・C	適・不適
			階段部配筋と補強筋の確認			A・B・C	適・不適
		設備配管補強の確認			A・B・C	適・不適	

検査項目	検査内容	施工者	監理者	監理者				
		検査日付	検査日付	検査方法※1	結果			
壁	壁筋	令第78条の2	壁厚の確認			A・B・C	適・不適	
			径、配置、ピッチの確認			A・B・C	適・不適	
	定着、重ね継手	令第73条 令第78条の2	定着確認（梁、柱、スラブ、壁）			A・B・C	適・不適	
			重ね継手の位置、長さ			A・B・C	適・不適	
補強筋等	令第78条の2	開口部補強配筋の確認			A・B・C	適・不適		
	令3章8節	スリット（完全・部分）の位置、形状、配筋の確認			A・B・C	適・不適		
その他	ガス圧接継手	令第73条 告示1463	圧接部の形状、圧接面のずれ、偏心量			A・B・C	適・不適	
			圧接検査状況（箇所、検査率、合格率）			B・C	適・不適	
	特殊鉄筋継手		認定、評定の仕様、性能			A・B・C	適・不適	
			施工状況			A・B・C	適・不適	
	型枠、既存打設部分状況		型枠の締付け、清掃状況			A・C	適・不適	
			ジャンカ処理、木片除去			A・C	適・不適	
			令3章8節	躯体寸法の確認			A・B・C	適・不適
			令第76条	型枠の存置期間の確認			A・C	適・不適
			令第75条	コンクリート打設後の養生			A・C	適・不適
			令第72条 令第74条	コンクリートの調合			C	適・不適

※1 検査方法

- A：目視検査（工事現場での目視による検査）
- B：計測検査（工事現場での計測による検査）
- C：報告（施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査）

※該当が無い検査項目等は、見え消し線（ — ）や削除線（ \ ）の追記等により適宜対応してください。

建築構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル2012年版
【日本建築行政会議編集、(一財)建築行政情報センター発行】掲載の
中間検査チェックシートでも構いません。

中間検査チェックシート【鉄骨鉄筋コンクリート造の場合】

※建築物が2以上ある場合は、本紙面（各構造別のチェックシート）をそれらの建築物単位ごとに1セットずつ作成してください。

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
報告書審査による確認事項	加工工場の選定		建築物の規模などの条件に見合った類別であること			C	適・不適
	材料の品質確認	法第37条	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質などの確認			C	適・不適
	組立精度の確認	令第67条	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適
	製品検査1 (部材の寸法精度測定)		部材の寸法精度			A・B・C	適・不適
	高力ボルト接合部の処理	令第67条	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチなど			A・B・C	適・不適
	製品検査2 (溶接接合部の品質)※2	令第67条	外観検査及び超音波探傷検査結果			A・B・C	適・不適
鉄骨全体	加工工場の類別		表示板による加工工場の類別グレード確認			A・B・C	適・不適
	部材の配置	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の配置			A・B・C	適・不適
	部材の寸法・形状	令3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の寸法・形状			A・B・C	適・不適
	建方精度		架構の建て方精度			A・B・C	適・不適
現場検査事項	工場溶接部分の外観・形状※2	令第92条 令第96条	溶接継目の種類			A・B・C	適・不適
		令第67条	溶接継目の食い違い			A・B・C	適・不適
		令第67条	アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A・B・C	適・不適
		令第67条	われ			A・B・C	適・不適
			その他の溶接部の外観・形状			A・B・C	適・不適
	現場溶接部分の組立精度の確認※3		開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適
		現場溶接部分の製品検査※3		外観検査及び超音波探傷検査結果			A・B・C
	現場溶接部分の外観・形状※3	令3章8節	現場溶接部の部位			A・B・C	適・不適
		令第92条 令第96条	溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)			A・B・C	適・不適
		令第67条	溶接継目のくい違い			A・B・C	適・不適
		令第67条	アンダーカット等の断面欠損			A・B・C	適・不適
		令第67条	われ			A・B・C	適・不適
			その他の溶接部の外観・形状			A・B・C	適・不適

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者	
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
現場 検査 事項	トルシア 形ボルト	令第92条 の2	現場受入検査（トルク係数値 確認・導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適
		令第92条 の2	ボルトの径、本数、スプライス 数、ピッチ・縁あき			A・C	適・不適
		令第92条 の2	締付状態の確認（肌すき、 ピンテール破断、 マーキングの状態）			A・C	適・不適
	JIS形 六角 ボルト	令第92条 の2	締付機器の調整、現場受入検査 （導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適
		令第92条 の2	ボルトの径、本数、 スプライス数、 ピッチ・縁あき			A・C	適・不適
		令第92条 の2	締付状態の確認（肌すき、 マーキングの状態）			A・C	適・不適
	ブレース接合部	令3章8節	ブレース接合部の形式・板厚、 材質、補鋼材など			A・B・C	適・不適
	柱脚接合部	令第66条	柱脚接合部の確認			A・B・C	適・不適
		令第66条	アンカーボルトの保持・埋め込み 方法、ベースプレートの 材質・形状・板厚			A・B・C	適・不適
		令第66条	アンカーボルトの材質・径・本数 及び配置とナットの高さ			A・B・C	適・不適
令第66条		アンカーボルトの締付状態			A・B・C	適・不適	
令第66条		スタッドボルトの径・本数・配置			A・B・C	適・不適	
帳壁などの 接合部		緊結金物の取付状況			A・C	適・不適	

※1 検査方法

A：目視検査（工事現場での目視による検査）

B：計測検査（工事現場での計測による検査）

C：報告（施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査）

※2 工場で溶接された部分

※3 現場溶接がある場合のみ記入してください

※該当が無い検査項目等は、見え消し線（ — ）や削除線（ \ ）の追記等により適宜対応してください。

建築構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル2012年版
【日本建築行政会議編集、（一財）建築行政情報センター発行】掲載の
中間検査チェックシートでも構いません。

中間検査チェックシート【鉄骨造の場合】

※建築物が2以上ある場合は、本紙面（各構造別のチェックシート）をそれらの建築物単位ごとに1セットずつ作成してください。

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者		
				検査日付	検査日付	検査方法 ^{※1}	結果	
他工程	基礎工事		別のチェックシート 【鉄筋コンクリート造の場合】 を準用					
	RC工事							
報告書審査による確認事項	加工工場の選定		建築物の規模などの条件に見合った類別であること			C	適・不適	
	材料の品質確認	法第37条	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質などの確認			C	適・不適	
	組立精度の確認	令第67条	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適	
	製品検査1 (部材の寸法精度測定)		部材の寸法精度			A・B・C	適・不適	
	高力ボルト接合部の処理	令第67条	高力ボルト接合部の摩擦接合面の処理、ボルト孔の径・ピッチなど			A・B・C	適・不適	
	製品検査2 (溶接接合部の品質) ^{※2}	令第67条	外観検査及び超音波探傷検査結果 (参考：JASS6、鉄骨精度測定指針、UT規準 ^{※4})			A・B・C	適・不適	
現場検査事項	鉄骨全体	加工工場の類別	表示板による加工工場の類別グレード確認			A・C	適・不適	
		部材の配置	令第3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の配置			A・C	適・不適
		部材の寸法・形状	令第3章8節	柱、梁、ブレース、床板等の寸法・形状			A・B・C	適・不適
		建方精度		架構の建て方精度			A・B・C	適・不適
	溶接接合部	工場溶接部分の外観・形状 ^{※2}	令第92条 令第96条	溶接継目の種類			A・B・C	適・不適
			令第67条	溶接継目の食い違い			A・B・C	適・不適
			令第67条	アンダーカット、へこみ等の断面欠損			A・B・C	適・不適
			令第67条	われ			A・B・C	適・不適
				その他の溶接部の外観・形状			A・B・C	適・不適
		現場溶接部分の組立精度の確認 ^{※3}		開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度			A・B・C	適・不適
		現場溶接部分の製品検査 ^{※3}		外観検査及び超音波探傷検査結果 (参考：JASS6、鉄骨精度測定指針、UT規準 ^{※4})			A・B・C	適・不適
		現場溶接部分の外観・形状 ^{※3}	令第3章8節	現場溶接部の部位			A・B・C	適・不適
			令第92条 令第96条	溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)			A・B・C	適・不適
			令第67条	溶接継目のくい違い			A・B・C	適・不適
			令第67条	アンダーカット等の断面欠損			A・B・C	適・不適
			令第67条	われ			A・B・C	適・不適
	その他の溶接部の外観・形状				A・B・C	適・不適		

検査項目		検査内容		施工者	監理者	監理者		
				検査日付	検査日付	検査方法※1	結果	
現場 検査 事項	ボルト 接合	トルシア 形ボルト	令第92条 の2	現場受入検査（トルク係数値 確認・導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適
			令第92条 の2	ボルトの径、本数、スプライス 数、ピッチ・縁あき			A・C	適・不適
			令第92条 の2	締付状態の確認（肌すき、 ピンテール破断、 マーキングの状態）			A・C	適・不適
	JIS形 六角 ボルト	令第92条 の2	締付機器の調整、現場受入検査 （導入張力確認試験）			A・B・C	適・不適	
		令第92条 の2	ボルトの径、本数、スプライス 数、ピッチ・縁あき			A・C	適・不適	
		令第92条 の2	締付状態の確認（肌すき、 マーキングの状態）			A・C	適・不適	
	ブレース接合部	令第3章8節	ブレース接合部の形式・板厚、 材質、補鋼材など			A・B・C	適・不適	
	柱脚接合部	令第66条	柱脚接合部の確認			A・C	適・不適	
		令第66条	アンカーボルトの保持・埋込方 法、ベースプレートの材質・形状・ 板厚			A・B・C	適・不適	
		令第66条	アンカーボルトの材質・径・本数 及び配置とナットの高さ			A・B・C	適・不適	
		令第66条	アンカーボルトの締付状態			A・C	適・不適	
		令第66条	スタッドボルトの径・本数・配置			A・B・C	適・不適	
床スラブ 接合部	令第3章8節	床構造の形式（合成スラブほか）			A・C	適・不適		
	令第3章8節	シアコネクタ（頭付スタッド）の 施工状況・検査結果			A・C	適・不適		
帳壁などの 接合部		緊結金物の取付状況			A・C	適・不適		

※1 検査方法

A：目視検査（工事現場での目視による検査）

B：計測検査（工事現場での計測による検査）

C：報告（施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査）

※2 工場で溶接された部分

※3 現場溶接がある場合のみ記入してください

※4 UT規準：日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」

※該当が無い検査項目等は、見え消し線（ — ）や削除線（ \ ）の追記等により適宜対応してください。

建築構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル2012年版
【日本建築行政会議編集、(一財)建築行政情報センター発行】掲載の
鉄骨造【完了検査】チェックシートの準用等による方法でも構いません。

中間検査チェックシート【木造の場合】

※建築物が2以上ある場合は、本紙面（各構造別のチェックシート）をそれらの建築物単位ごとに1セットずつ作成してください。

検査項目	検査内容		施工者	監理者	監理者	
			検査日付	検査日付	検査方法※1	結果
全般	令第3章第8節	柱、梁、壁、スラブの位置の確認			A	適・不適
	令第3章第8節	木材の品質（節・腐れ）の確認			A・B・C	適・不適
基礎・地盤	令第38条	種類（布・べた・その他）の確認			A・B・C	適・不適
	令第38条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第22条	床下換気口（又はこれに代わるもの）の確認			A・B・C	適・不適
	令第38条	基礎のひび割れの確認（地盤の不同沈下）			A	適・不適
土台	令第42条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第47条	接合部の確認			A・C	適・不適
火打ち材	令第46条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第46条	隅角部設置の確認			A・C	適・不適
アンカーボルト	令第42条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第42条	アンカーボルトの配置・緊結の確認			A・C	適・不適
柱	令第43条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第43条	欠込み部の補強の確認			A・B・C	適・不適
	令第47条	接合部の確認			A・C	適・不適
横架材	令第44条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第47条	接合部の確認			A・C	適・不適
	令第44条	構造耐力上支障のある欠込みの確認			A・C	適・不適
筋交い等	令第45条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第45条	欠込み部の補強の確認			A・C	適・不適
	令第47条	接合部の確認			A・B・C	適・不適
	令第46条	耐力壁配置の確認			A・B・C	適・不適
床組	令第46条	形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第46条	床板又は床下地の確認			A・C	適・不適
	令第22条	床高さ（又は床下防湿）の確認			A・B・C	適・不適
	令第49条	防腐措置の確認			A・C	適・不適
	令第49条・条例	防蟻措置の確認			A・C	適・不適
小屋組		形状・寸法の確認			A・B・C	適・不適
	令第41条	材質の確認			A・C	適・不適
	令第46条	必要な振止めの設置状況の確認			A・C	適・不適
	令第47条	たるき接合部の確認			A・C	適・不適

※1 検査方法

- A：目視検査（工事現場での目視による検査）
- B：計測検査（工事現場での計測による検査）
- C：報告（施工者からの試験成績書や工事写真等の書類による検査）

※該当が無い検査項目等は、見え消し線（ — ）や削除線（ \ ）の追記等により適宜対応してください。

建築構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル2012年版
 【日本建築行政会議編集、(一財)建築行政情報センター発行】掲載の
 木造＝軸組工法／枠組壁工法／木質プレハブ工法【完了検査】チェックシートの
 準用等による方法でも構いません。

軽微な変更説明書（中間検査の申請前までに把握分）

※確認以降に軽微な変更があった項目を記載してください。

	変更の項目	該当号	変更された 設計図書の種類	変更の概要	備考
1					
2					
3					

① 変更の項目は、関連する事項であればまとめて記載してもよい（例の1と2を合わせて記載）が、変更の事項が規則第3条の2のどの号であるかが明確である必要である。

② 変更された設計図書の種類には、当該部分に関わる直前の確認申請図書の図面名称、図面番号を記載する。

③ 変更の概要は、変更事項及び別添の変更に関わる検討方法を記載する。

④ 備考に、当該変更に関わる別添の変更説明書の名称を記載する。

⑤ 変更後の図書については、当該部分に関わる直前の確認申請図書に、変更部分を赤書き等で記載し、変更内容がわかりやすいように明示することが望ましい。（審査が可能であれば、別添でも可能だが、別添の場合は両図書の整合に注意して審査を行う必要がある。）

（記載例）

	変更の項目	該当号	変更された 設計図書の種類	変更の概要	備考
1	基礎ぐいの位置の変更	第八号	基礎伏図 (S-1)	基礎ぐいの位置の変更によりフーチング及び基礎ばりの許容応力度計算の確認を行い、結果として基礎ばりについては	別添-1（変更 S-1） 変更説明書-1（構造計算書等）
2	基礎ぐいの位置の変更に伴う基礎ばりの断面変更	第九号	断面リスト図 (S-2)	配筋の変更が必要となった。 変更となる基礎ぐいについては、別添 1 を参照。	別添 2（変更 S-2） 変更説明書-2（構造計算等）

※様式の指定はありません。各特定行政庁や確認検査機関がホームページ等に掲載している様式等で代用して構いません。

◎関連様式等5.

中間検査申請手数料の算定シート

中間検査に係る 対象面積の 算定式	式：		
中間検査を行う部分の 床面積の合計	m ²	手数料	円
【中間検査に係る対象部分の図面記入欄】※1			

※1 この欄に、中間検査に係る対象部分を示した簡易な図面を記入するか、又は中間検査に係る対象部分を示した平面図等を別紙で添付してください。